

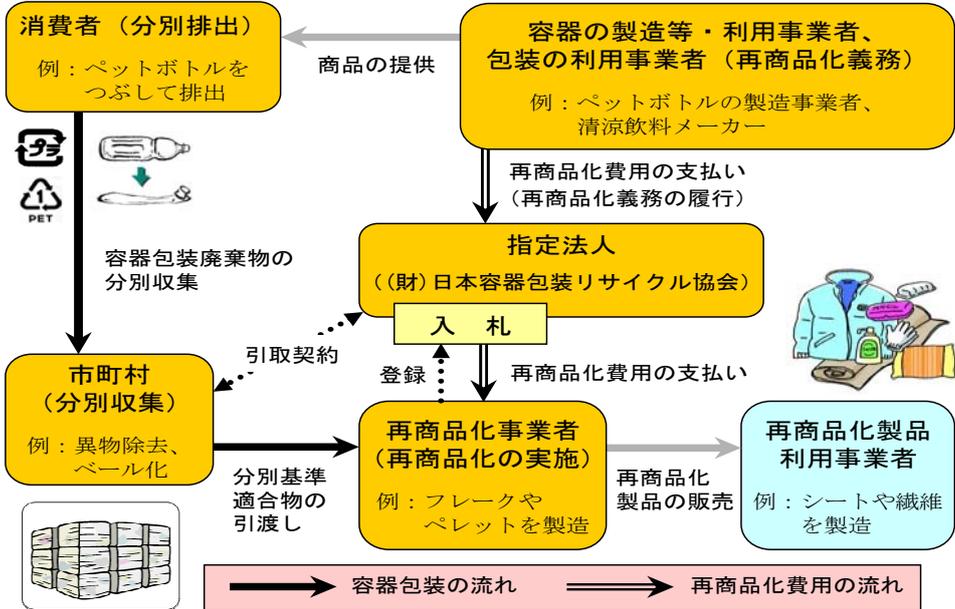
分別収集の高度化について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 容器包装の3R推進に関する小委員会 (第8回)

容器包装リサイクル法の仕組みと分別収集

- ・容器包装リサイクル法では、消費者が分別排出、市町村が分別収集・選別保管、事業者が再商品化を行う役割分担とした。
- ・市町村は、分別収集し、分別基準に適合した状態とするよう選別を行うこととされている。

◆ 容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の流れ(指定法人ルート)

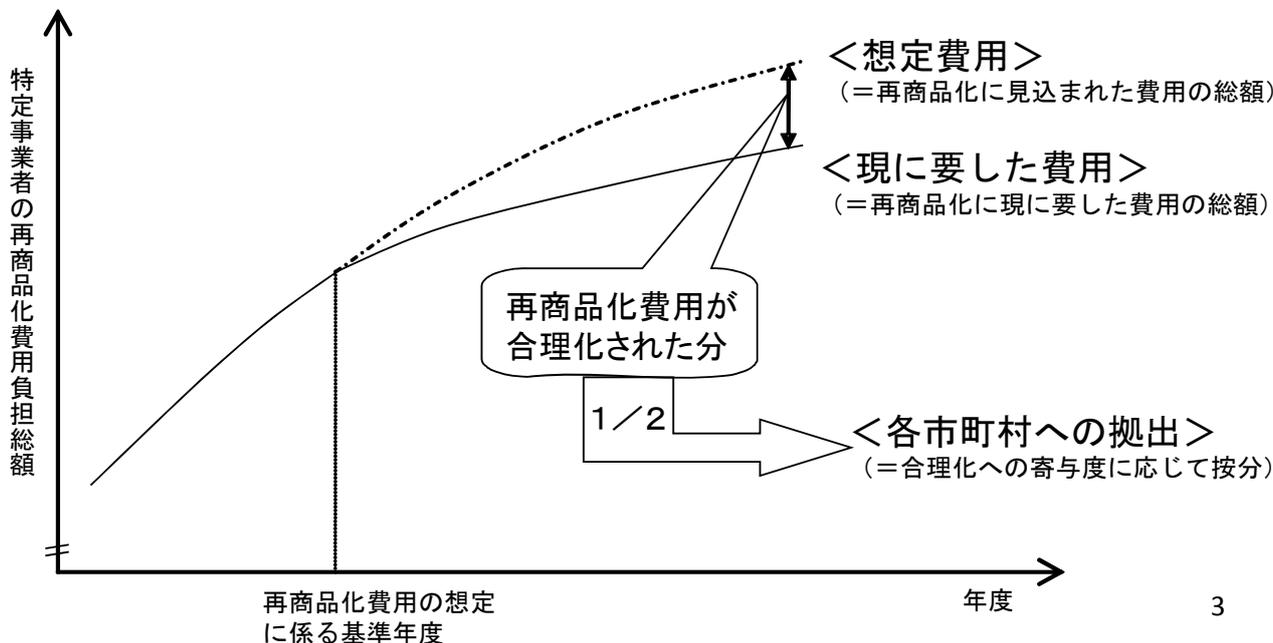


◆分別基準:容器包装廃棄物の分別収集に関する省令(抄)

一	主として鋼製の容器包装に係る物	一 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。 二 圧縮されていること。 三 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。 四 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。 五 洗浄されていること。ただし、高圧ガスを充てんする容器にあっては、この限りでない。 六 高圧ガスを充てんする容器にあっては、充てん物、ふた及び噴射のための押しボタン(除去することが容易なものに限る。)が除去されていること。
二	主としてアルミニウム製の容器包装に係る物	一の項各号に適合すること。
三	主としてガラス製の容器(主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。)に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。 二 洗浄されていること。 三 無色のガラス製の容器、茶色のガラス製の容器及びその他のガラス製の容器に区別されていること。 四 主としてガラス製のふた以外のふたが除去されていること。 五 主として結晶化ガラス製の物が混入していないこと。
四	主として段ボール製の容器包装に係る物	一 一の項第一号から第四号までに適合すること。 二 漏れていないこと。
五	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。 二 洗浄され、乾燥されていること。 三 切り開かれ、又は圧縮されていること。
六	主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)を除く。)に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号並びに四の項第二号に適合すること。 二 結束され、又は圧縮されていること。 三 主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)が混入していないこと。 四 紙製のふた以外のふたが除去されていること。
七	主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物	一 一の項第一号から第四号まで及び三の項第二号に適合すること。 二 ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。 三 ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。
八	主としてプラスチック製の容器包装(飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。)に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。 二 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあっては、この限りでない。 三 飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。 四 プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。 五 白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあっては、洗浄され、乾燥されていること。

容器包装リサイクル法の改正と資金拠出制度①

・平成18年容器包装リサイクル法改正により、質の高い分別収集・再商品化を推進するため、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設。



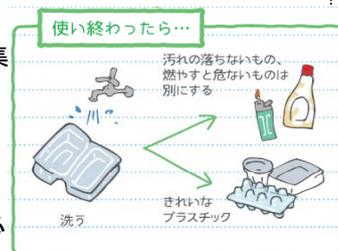
容器包装リサイクル法の改正と資金拠出制度②

・法改正を受けた基本方針改正において、分別収集の質を高めるための取組を追加。

◆容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針
(平成18年12月1日)

(1) 市町村の取組

- ・「分別収集の質を一層向上させるとともに、容器包装廃棄物の分別収集に係る費用の透明化を推し進め、分別収集の効率化にできる限り努める必要がある」ことを追加。
- ・「住民に対して分別及び洗浄の徹底について周知を行い、洗浄されていない容器包装廃棄物や、容器包装以外の物が付着し、又は混入した容器包装廃棄物については収集を見合わせ、住民に対し分別排出の必要性等について説明すること等の措置を講ずることが必要である」ことを追加。



(2) 消費者の取組

- ・「容器包装の種類に応じた分別、洗浄及び減容化を一層徹底し、付着した汚れの洗浄が困難なものについては容器包装に係る分別収集の対象から適切に除去することが必要である」ことを追加。

(3) 事業者の取組

- ・「分別収集」がより容易な容器包装の製造・利用についての検討が必要であることを追加。
- ・「事業者による店頭回収については、多様な回収ルート確保による分別収集等の促進及び住民の意識向上への効果が期待されることから、その促進を図ることが望ましい」ことを追加。

(4) 国の取組

- ・「多様な回収ルートが確保されるよう、店頭回収や集団回収を促進することが必要である」こと、「先進的な業務実施事例について広く情報提供を行うことが必要である」ことを追加。

容器包装リサイクル法の改正と資金拠出制度③

・資金拠出制度については、当小委員会(産構審と合同)において、①品質向上、②単価低減の指標により市町村に拠出することを取りまとめ。

◆拠出総額の算定

$$= \{ \text{想定費用} (\text{想定量} \times \text{想定単価}) - \text{現に要した費用} (\text{引渡実績量} \times \text{再商品化単価}) \} \times 1/2$$

◆対象市町村への按分

$$= \text{拠出総額} \times 1/2 \times \text{品質向上市町村の寄与率}$$

$$\left(\frac{\text{当該市町村の引渡実績量}}{\text{全品質向上市町村の引渡実績量総和}} \right)$$

$$+ \text{拠出総額} \times 1/2 \times \text{単価低減市町村の寄与率}$$

$$\left(\frac{(\text{想定単価} \times \text{当該市町村の引渡実績量}) - (\text{当該市町村の現に要した費用})}{\text{全市町村の分子の額の総和 (総低減額)}} \right) \times 5$$

容器包装リサイクル法の改正と資金拠出制度④

①品質向上に寄与した市町村

◆プラスチック製容器包装

・容器包装廃棄物の比率が

①「95%以上」、②「90%以上かつ前年比2%以上向上」のいずれかに該当する市町村として主務大臣が定めた市町村。

・品質については、指定法人のベール品質調査結果等を基に、主務省庁で判定する。

◆ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装

・指定法人の引取品質ガイドラインの基準を上回った(実際に引き取られた)市町村。

→以上に該当する市町村を主務大臣が告示し、拠出総額の1/2を該当市町村の引渡実績量で按分した額が支払われる。

分別収集の現状

- ・分別収集実施市町村は量的に拡大。
- ・質の向上については、十分でない例がある。

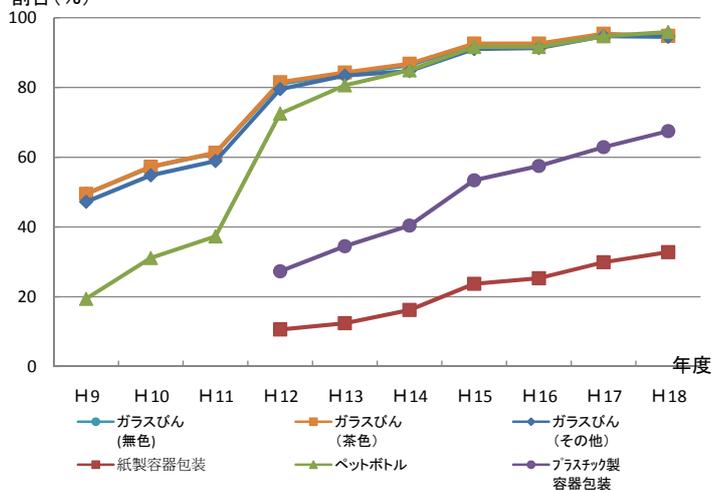
平成18年度分別収集実績

品目名	分別収集量		再商品化量 (トン)	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集 見込量 (トン)	年間分別 収集量 (トン)		年間 再商品化量 (トン)	実施 市町村数	全市町村に 対する実施率 (%)
無色の ガラス製容器	392,074	339,019 (0.99倍)	328,775 (1.00倍)	1,732	94.8	98.6
茶色の ガラス製容器	335,137	292,323 (0.99倍)	281,799 (1.00倍)	1,736	95.0	98.6
その他の色の ガラス製容器	190,925	181,385 (1.04倍)	174,004 (1.04倍)	1,726	94.5	97.9
紙製容器包装	154,504	81,815 (1.15倍)	78,627 (1.25倍)	599	32.8	32.0
ペットボトル	284,779	268,266 (1.06倍)	261,265 (1.07倍)	1,752	95.9	99.0
プラスチック製 容器包装	723,641	609,215 (1.09倍)	582,876 (1.08倍)	1,234	67.5	73.8
：(うち白色トレイ)	9,504	4,325 (0.94倍)	4,051 (0.97倍)	696	38.1	36.3
：(うち白色トレイ を除く)	714,136	604,891 (1.09倍)	578,825 (1.08倍)	941	51.5	59.2
スチール製容器	388,178	304,578 (0.92倍)	299,058 (0.93倍)	1,793	98.1	98.2
アルミ製容器	162,226	134,458 (0.96倍)	132,091 (0.96倍)	1,800	98.5	98.3
段ボール製容器	724,537	584,312 (1.05倍)	580,229 (1.06倍)	1,588	86.9	85.4
飲料用紙製容器	27,677	15,921 (0.98倍)	15,735 (0.99倍)	1,355	74.2	84.3
合計	3,383,677	2,811,293 (1.03倍)	2,734,460 (1.03倍)	-	-	-

※ 括弧内の数字は前年度比。
 ※ 実施市町村は平成19年3月末時点の数値。
 ※ 平成19年3月末時点の全市町村数は1,827(東京23区含む)。
 ※ 年間分別収集見込量は第1期分別収集計画調査結果に基づき算定されたもの。
 ※ 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間再商品化量には市町村独自処理量が含まれる。
 ※ 白色トレイは、白色トレイのみ分別収集しているものを示す。

市町村の
割合(%)

分別収集実施市町村割合の推移



プラ・ベール品質調査結果 容器包装比率 (財)日本容器包装リサイクル協会資料からの転載

		Aランク	Bランク	Dランク	評価計
19年度	評価数	433	112	78	623
	率	69%	18%	13%	100%
18年度	評価数	397	85	117	599
	率	66%	14%	20%	100%

分別収集の高度化に向けて

- ・今後も分別収集の量的拡大は継続見込み。
- ・分別収集の質の向上を引き続き推進。

第5期分別収集計画(H20~H24)における
分別収集実施予定市町村数及び割合

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色の ガラス製容器	1,779 97.4%	1,780 97.4%	1,781 97.5%	1,784 97.6%	1,788 97.9%
茶色の ガラス製容器	1,782 97.5%	1,783 97.6%	1,783 97.6%	1,786 97.8%	1,790 98.0%
その他の色の ガラス製容器	1,782 97.5%	1,784 97.6%	1,786 97.8%	1,790 98.0%	1,794 98.2%
紙製容器包装	896 49.0%	915 50.1%	942 51.6%	965 52.8%	974 53.3%
ペットボトル	1,791 98.0%	1,792 98.1%	1,802 98.6%	1,804 98.7%	1,806 98.9%
プラスチック製 容器包装	1,429 78.2%	1,465 80.2%	1,489 81.5%	1,504 82.3%	1,517 83.0%
(うち白色トレイ)	793 43.4%	808 44.2%	822 45.0%	833 45.6%	842 46.1%
(うち白色トレイ を除く)	1,168 63.9%	1,215 66.5%	1,258 68.9%	1,282 70.2%	1,299 71.1%
スチール製容器	1,819 99.6%	1,819 99.6%	1,819 99.6%	1,819 99.6%	1,821 99.7%
アルミ製容器	1,820 99.6%	1,820 99.6%	1,820 99.6%	1,820 99.6%	1,822 99.7%
段ボール製容器	1,744 95.5%	1,749 95.7%	1,753 95.9%	1,756 96.1%	1,759 96.3%
飲料用紙製容器	1,568 85.8%	1,575 86.2%	1,585 86.8%	1,587 86.9%	1,591 87.1%

市町村の
割合(%)

分別収集実施市町村割合の見込み

